

外来待合室他什器等更新提案・調達・設置業務委託企画提案（公募型プロポーザル）

実施要領

1 目的

この要領は、当院の外来待合室他什器等更新提案・調達・設置業務委託について、企画提案を募集し、その内容の優れたものを受注者とする方式（公募型プロポーザル方式）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

業務名称：外来待合室他什器等更新提案・調達・設置業務委託

業務場所：塩竈市香津町7番1号（塩竈市立病院内）

業務概要：別紙「仕様書（案）」を基本とする

3 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月28日まで

4 応募資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 令和5・6年度の塩竈市指名競争入札参加資格承認簿に登録されている者で次の事項に該当する者

①塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと

②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立がなされている者でないこと

③民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立がなされている者でないこと

④入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと

⑤塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年度塩竈市告示第93号）に規定する要件に該当しない者

(3) 過去5年間において許可病床150床以上の病院における同種業務の実績を有すること

(4) その他仕様書に規定する内容を遵守できること

5 契約上限金額

22,000,000円（税込み）以内とする。

6 委託事業者選定方法

事業者の選定については、指名委員会からの委任を受け、外来待合室他什器等更新提案・調達・設置業務委託事業者選定委員会において選考を行い、審査を経て決定する。

7 契約方法

本工事に係る契約は、企画提案の審査により選定された事業者と別途提示する「仕様書(案)」により詳細打合せのうえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の方法により、当該事業者と締結するものとする。

8 現地確認

現地確認については以下により行うものとする。

- (1) 現地確認期間 令和 6 年 1 1 月 7 日(木)～令和 6 年 1 1 月 2 0 日(水) 土日祝除く
1 5 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
- (2) 申込方法 希望日の 2 日前までに 18 に記載の担当部署まで電話予約すること
- (3) 参加人数 3 名以内とする
- (4) その他 現地視察参加の際は、参加者の所属企業が確認できる身分証明書を、参加者各自が持参すること

9 企画提案書の内容等

- (1) 企画提案については、別紙「仕様書(案)」を踏まえた上で作成(任意様式)すること
- (2) 次の内容について提案すること
 - ・患者及び面会者等の来院者が快適に過ごせる空間コンセプトについて
 - ・各実施場所のイメージ図および使用物品のカタログ
 - ・業務工程表(1 2 月 2 6 日(契約締結予定日)頃から業務完了までの工程表)
 - ・期間内に確実に遂行できるような実施体制、取組方針、安全管理体制について
 - ・業務期間中における患者の安全性、病院機能の確保について
 - ・施工後の維持管理について
- (3) 提出する企画提案は、1 つに限るものとする
- (4) 企画提案書の他に以下の書類を添付すること
 - ①会社概要(様式 1)
 - ②業務実績表(様式 2)
 - ③見積書(任意様式)

10 企画提案書の提出手続等

- (1) 企画提案書提出期限は令和 6 年 1 2 月 1 3 日(金) 1 2 : 0 0 必着とする
- (2) 提出先 18 に記載の担当部署
- (3) 企画提案書の提出部数は正本 1 部、副本 1 部およびその電子データを保存した CD-R 1 枚とする

11 企画提案に対する質疑

企画提案において質疑のある場合は、以下により行うものとする。

- (1) 質疑は、「企画提案実施要領」及び「仕様書(案)」の内容に関するものとする
- (2) 質疑事項は別紙(様式 3)で、18 に記載の担当部署へ F A X で提出すること
- (3) 受付期間 令和 6 年 1 1 月 7 日(木)～令和 6 年 1 1 月 2 1 日(木)

- (4) 提出された質問および質問に関する回答はホームページに掲載する
- (5) 回答閲覧期間 令和6年11月27日(水)～令和6年12月13日(金)

12 企画提案説明会（プレゼンテーションおよびヒアリング）の実施

企画提案書に基づきプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

- (1) 日時 令和6年12月17日(火)または18日(水) 午後4時開始予定
- (2) 場所 塩竈市立病院3階会議室
- (3) 概要
 - ①提案事業者の持ち時間は30分以内（機器等の設置撤去に要する時間を除く）
内訳：提案20分、質疑10分
 - ②プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って行うこととする。また、企画提案書の内容を補完する資料の使用を認める
 - ③プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案事業者が準備することとし、投影に必要なモニター及びHDMIケーブルは当院が準備する
 - ④プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする
 - ⑤プレゼンテーションに関する詳細は別途通知する

13 審査方法

選定委員会において審査を行い、評価の合計点が最上位にあるものを契約候補者とし、次に高いものを次点の候補者として選定する。

ただし、評価の合計点が最上位の者であっても、仕様書に沿わない場合や合計点が全体の60%未満の場合は、契約候補者に選定しないこととする

14 審査結果の通知

- (1) 提案のあった全ての参加者に対して、選定業者名及び非選定業者名の結果のみを文書にて通知する
- (2) 通知予定は、令和6年12月19日以降とする
- (3) 提出された企画提案書は返却しない
- (4) 審査結果についての異議申し立ては受理しない

15 審査結果への疑義

審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面（任意様式）により、その理由の説明を求めることができる。なお、電話による問合せには応じない。

16 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約については、提案された契約内容を基本とするが、細部について当院と協議し、「5 契約上限金額」内で業務内容及び契約金額を決定した上で契約を行うものとする。なお、契約については、契約候補者との協議が整った時点で、塩竈市立病院工事請負業者等指名委員会の審査を経て、随意契約を締結するものとする。

ただし、契約締結後であっても、不正または虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は契約を解除する。

契約候補者との協議において合意に至らなかった場合は、契約候補者から辞退届の提出を受け、選定委員会へ報告する。了承された場合は、契約候補次点者と協議を行うこととする。

17 注意事項

- (1) 企画提案に関する一切の経費は、提案者の負担とする
- (2) 提出された企画提案書は、返却しない
- (3) 当院は、選定された企画提案書の内容には拘束されないものとする
- (4) 提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること
- (5) 以下に該当する場合は失格とし、審査の対象としない
 - ①本公告に示した提案資格を有しない者であった場合
 - ②提出期限に遅れた場合
 - ③提出書類に明らかに虚偽の記載があった場合
 - ④提出書類に不備があった場合
 - ⑤想定金額を超えている場合

18 担当部署

〒985-0054 塩竈市香津町7番1号

塩竈市立病院 業務課総務係

T E L : 022-364-5521 (内線 : 334) F A X : 022-364-5529